

令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 では、続けて陳情審査です。

神田警察通り関連についてです。本件に関する陳情は、継続中の送付6-3、6-9から11、6-14、6-15、6-23の合計7件です。関連するため、一括で審査をしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。なお、前回は申し上げましたが、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書で配付しております。また、送付6-15の陳情書に添付の意見書は、委員のみ配付しております。委員の皆様におかれましては、2点について、取扱いについて、十分ご注意をお願いいたします。

また、送付6-23につきましては、前回の陳情審査において、添付資料の1の写真がいつどこで撮ったものか分からないので、確認することとなりました。その後、陳情者から、陳情の方から補足説明する追加資料が提出されましたので、本日の資料に追加しております。

それでは、執行機関から何か情報提供等ありましたら、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 令和6年4月の神田警察通りⅡ期工事における安全対策について、環境まちづくり部資料2に基づいて説明いたします。

項番1、今回の工事の安全につきましては、特記仕様書の中で、受注者は、国交省「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」を参考にして、常に工事の安全に留意して、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならないものとしております。

項番2、道路における工事を行うに当たって、道路交通法第80条の規定に基づき、道路管理者である区は、交通管理者である神田警察署と、工事または作業の方法の概要について、事前に協議を行っております。

項番3、4月9日から12日までの工事の実施状況をお示ししました。それぞれ別紙の1から4に作業帯と車両の配置をイメージしております。高所作業車を緑、移動式クレーンをオレンジで示しており、作業帯の中で移動しながら作業を進めたものでございます。

項番4、作業の実施方法です。まず、作業帯の設置ですが、交通管理者との協議に基づき、作業帯を設置しております。また、作業帯は、作業する上で、安全を確保するために必要な範囲を設定しております。具体的には、別紙1から4のとおり、作業する側の歩道全体と車道、約、車道2車線分を設定しております。さらに、作業帯には立ち入らないよう、絶えず注意喚起を行い、全て作業帯の中で安全確認をしながら行いました。

次に、移動式クレーン車と高所作業車の使用についてですが、樹木を伐採するに当たっては、高所作業車に乗った作業員が、枝木をチェーンソー等で切り落とし、次に、幹を分割して伐採するために、幹の最上部をクレーンでつり上げてから幹を切断いたしました。国交省「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」に従い、作業しております。作業は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲で、吊り荷の落下による危険のある場所に人がいないことを確認した上で、より安全性を高めるため、伐採した幹が触れないよう、作業員が補助としてロープで安定させ、誘導措置を取り、行いました。

最後に、チェーンソーの使用についてですが、厚労省「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に従い、作業しております。直下及び直近に人がいないことを確認した上で、作業帯の外に枝木が飛ばないように、官民境界にネットを張り、作業を

令和6年5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

行いました。

参考として、指針等を一部抜粋したものを掲載いたしました。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。それでは質疑に入ります。

委員の方、どうぞ。

○岩田委員 まず、立入禁止の仮処分命令が出た。その後、住民の方々が異議申立てをした。その後に、裁判所から和解してはどうですかみたいな話があった。でも、それに対して、区は乗らなかった理由を教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、それ、手続中のお話ですので、お答えすることはできません。（発言する者多数あり）

○林委員長 この資料の確認ではなくて、神田警察通りの仮処分についての裁判の進捗について、説明は特に追加で今日の段階では何もできない。（発言する者あり）いや、岩田委員が何かご説明、いろいろ経緯・経過のをされましたけれども、執行機関としては、特に、今の段階では。

休憩しましょうか。

午後5時33分休憩

午後5時38分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 今、手続中であるのでお答えできないということでしたけども、それは、答えてはいけないのか、それとも法的に何か問題があるのか。これは、ただ単に、区がなぜ裁判所からの和解してはどうかということに乗らなかったのか、区がなぜ乗らなかったのかという質問ですから、あまり関係ないのではないかなと思うんですが、そこをもう一回答弁していただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 繰り返しの答弁になりますけども、手続中ですので、お答えできません。（「次回までに」と呼ぶ者あり）

○林委員長 だって、そんな期限もあるんでしょう。（発言する者あり）期日までの。（発言する者あり）

○岩田委員 じゃあ、これ、いつになったら答弁していただけるんでしょうか。手続が終わればいいのか。例えば、次回の委員会には答えられるのか。そういうことは分かりますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっとその辺の予定も分からないので、お約束はできませんが、手続が終われば、お答えできると思います。

○小枝委員 関連。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 これは、もう550万をかけて、区民の予算をかけて、区の単独の判断で、たしか10月13日の金曜日に決裁を取って、仮処分、随契で弁護士依頼をしてやっている流れですから、その流れはやはり行政の職務としてやっている以上は、その経緯・経過について、しっかりと資料を出していただいて、口頭であろうと何であろうと、和解の言葉があったのであれば、それについてあったか、なかったか、ちゃんと経緯・経過を、

令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

区民のお金を使ってやっていることですから、公務ですから、しっかりと説明を次回に出してもらいたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 ですから、繰り返しになりますけど、次回とはお約束はできませんけど、手続が終われば、その手続について、経緯・経過についてお話ししたいと思います。（発言する者あり）

○林委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 手続が終わった状態というのは、どういう状態でしょう。つまり、これが、仮処分の命令が、何だ、出て、この異議申立てが認められるか、認められないかというのが判断された後ということですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、異議申立てを起こされているところですので、それが終わって、裁判所が判断すればということなんです。

○岩田委員 なるほど。

○林委員長 よろしいですか。

○岩田委員 はい。別のところ、いいですか。

○林委員長 どうぞ。

○岩田委員 じゃあ、また別のところで。工事をするに当たっては、工事計画とか、工事工程表を近隣住民に出して説明をするというのが普通だとは思いますが、そういうのもしないで、工事しちゃったんですかね。これは、大林道路さんのためにも、コンプラ違反にならないかなと思って、ちょっと心配して言っているんですけど、そういうのはどのようにしているんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 施工計画はお出しませんが、工事に当たっても、影響のあるところにはお伝えをしているということですのでございます。

○岩田委員 えっ。（発言する者あり）

近隣に住んでいる方、影響のある方だと思うんですけど、そこにはお知らせしていないと思うんですけど、じゃあ、どこにお知らせしたんですか、影響のあるところというのは、何件ぐらい、どことどことどこ、教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 車の出入りのある神田警察署でございます。

○岩田委員 住んでいないですよ、人。近隣住民じゃなくて、住んでいないですよ。あそこは、何件かマンションもあるじゃないですか。そこは言っていないんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げたとおり、車の出入りに影響のあるところにお知らせをしております。

○岩田委員 じゃあ、それ以外の近隣のマンションの方たちは、例えば、通行の邪魔になるとか、そういうことは考えないんですかね。夜、例えば、その近隣の住民の方がそこを通るかもしれない。でも、そういうことも考えないで、警察だけというふうに決めちゃったんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 通常の工事で人が歩かれるというとき、それは交通誘導員もおりますし、その辺で対応してございます。

○岩田委員 今まで、うちのマンションであったり、うちの所有しているビルであったり、もちろん工事あります。でも、歩いている人というか、会社だけじゃなくて、マンションでも、車の出入りがなくても、つまり、交通誘導員がいても、そういうのって配りませ

令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

どね。大林道路さんはやらないのかな。普通やると思うんですけど、それは。車の出入りがあるところだけなんですというのは、ちょっと納得いかないんですけど。近隣のマンションの人たちはいいんですかね、やらなくて、説明は。

○須貝基盤整備計画担当課長 工事の当初に関しては、チラシですとか、それから工事看板でそういうことで周知しております。今、実際、街路樹の伐採というところで、工事の工種としては一切進んでいないというところですので、その後のお知らせはしていないというところですよ。

○岩田委員 水道管の工事にしても、何か電線の地中化の工事にしても、何月何日から何月何日何時から何時で、こういう工事を行いますよというチラシなりなんなり、説明なりとか、そういうのはあってしかるべきなのに、そういうのをやらないで、やっちゃって大丈夫なのかなと。大林道路さんのコンプラ違反をすごく心配していますけど、大丈夫ですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その辺は、影響のあるところにお知らせしているというところで、大丈夫であると認識してございます。

○岩田委員 繰り返しになりますけども、影響のあるところって、だから、影響のある車の出し入れをしている神田警察だけじゃないじゃないですか。近隣の住民にも迷惑がかかるわけですよ。例えば、そこの道路を今まで通っていた人が、すみません、ここは通れませんと言って、大回りしなきゃならない場合もあるわけじゃないですか。だから、それも十分影響があるわけですよ。それを、あなたたちが影響はないというふうに決めて、やっちゃうのはどうかなということなんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 ご意見としてお承りいたします。

○岩田委員 ご意見じゃなくて、当たり前でしょう、こんなの。（発言する者あり）何だ、それ。（発言する者あり）

○林委員長 どう。通常の工事の水道とか、そういう掘り返すところというのは、ある程度、やるわけなんでしょう。紙を配ったり、それは、穴ぼこを開けちゃうから。そこにまで至っていない工事だからというのを言っているの。

○神原環境まちづくり総務課長 今、占用企業のお話が出ましたので、我々としても、地域の住民の方にPRをするよということ、占用企業のほうには指導しているところでございます。今回の工事につきましては、先ほど担当課長からもお話があったように、工事の当初に全体のPRを行っているというような状況でございます。今は、実際の工事に入っているところでございますので、その都度、車の出入りとかに支障になるところには、今回、周知をした上で、工事を行ったというような状況でございます。

○岩田委員 実際、危険だから、ネットをしたり、立ち入らないように、何だ、バリケードを張ったりするわけじゃないですか。危険なんですよ。危ない。ということは、車の出入りだけじゃないじゃないですか。当然、人もそこに立ち入らないでくださいよという、そういうことだからこそ、バリケードだったり、ネットだったりするわけですよ。だったら、影響があるじゃないですか。近隣に住んでいる方は十分影響ありますよ。にもかかわらず、神田警察だけにしか教えないというのがおかしいですよと、もう繰り返したくないんですけども、ちゃんと言ってくださいよ。どう考えたって、おかしいですから。

○須貝基盤整備計画担当課長 お答えとしては、同じお答えになります。影響のあるとこ

令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ろに、車の出入りの影響のあるところにお知らせをしているということでございます。

○岩田委員 歩行者に対する影響はどう考えているの。

○林委員長 小枝委員。小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 今、岩田委員の質問に関しては、最初から、西通りであれ、和泉橋通りというんですか、あそこ。和泉小学校通りというんですか。和泉公園通り。

○はやお委員 あれは、佐久間小学校通り。

○小枝委員 あ、佐久間小学校通り、であれ、沿道にしっかりと2種類のお知らせチラシを配っているんです。こういう工法で、こういう内容のものを、この間、このようにやるので、皆様にご迷惑かけないようにということで、いろいろ何を工夫し、何を、何というか、考えているかというものを出しているんですよ。それは、千代田区の場合、ここだけはホームページに貼りましたというだけで、紙ベースでは一切、むしろ、本当に知らされない、知らないほうがいいという夜陰に、何というんですかね、そういうやり方をしたというのが現実です。一貫して、そういう状態です。お知らせをすと言って、しなかった。これも事実です。でも、それをやり取りしても平行線になるんで、ちょっと今日の安全のほうをやっていいですかね。いいですかね。

安全というか、追加の資料が出てきている、写真のほうの説明なんですけども、区のほうから出された資料によると、注意喚起をしていますと。中に、木の下に人が入らないようにしていますというふうに言っているんですけども、今日の、これが皆さんに配られた資料1、2、3、カラーのものがあると思うんですけど、その2のほう、（発言する者あり）うん。1ページは地図だから、2ページのほうを見てもらうと分かるんですけども、区は、人が張り付いていない状況を確認して、このネットの仕切りでやっているというんですけども、これを見れば分かるように、ネットの仕切りというのが、もう、まるで、何というんですかね、このクレーン車の、クレーン車の直下に入っているのが分かりますか。真下に入っているわけなんですよ。そうすると、何が危険かという、この間、言葉で、これはクレーン車でいいのかな。（発言する者あり）このユニックというのが、（発言する者あり）高所作業車、高所作業車が、まず、ネットの外に出るし、それに、これ、持っているチェーンソーというのは、こうやって見ていると、左右に持ち替えたりしながら、何なら落ちてても、落ちるといことがないとは言えないような状態の中で、持ち替えながら、ウィンウィンとやっている。それが、じゃあ、ここで落ちたときに、その下にいる、ネットだって全然貫通するし、木の胴に張り付いているかどうかじゃなくて、網のところに人がたくさんいる状態のまま、その真上で切っているということなんですよ。それは、枝ももちろん、だから、粉も落ちる、枝も落ちるし、チェーンソーが手から落ちれば、もう人の頭上に落ちるといことは明らかなんです。

この状況については、仕切りのエリアを狭く狭く、これ見れば分かりますよね。物すごくもう狭くしてしまうと、その境目のところに人がどんなにいて危ない状態であっても、工事はするという状態なんです。これを見れば、今日、区のほうが資料2で出された。そこには、人が柵の中に入っているか、入っていないかということを使うんですけども、入っているかどうかじゃないんですよ。その網そのものがもう、仕切りの網そのものがもう物すごく狭いという、ほぼ直下なんですよ。だから、人が直下にいるところの上で切っているということは、そういうことを言っているんですね。それは事実相違ないですよ。

令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○須貝基盤整備計画担当課長 作業は全て安全が確保された作業帯の中で行っておりまして、バケツは作業帯の範囲を超えておりません。

○小枝委員 あなたが言っている作業帯というのは、この青いネットのことを言っているわけでしょう。青いネットが作業帯の中なんでしょう。

○林委員長 作業帯というのは、資料の別紙で書いてある赤枠の話です。

○はやお委員 これが作業帯。この作業帯を設置していますよと……

○林委員長 資料2の日付ごとにあった、作業帯という、マッピングをかけて、車両位置も置いた……

○はやお委員 そこは、この作業帯からは入らないようにさせているわけだね。

○林委員長 ここからはみ出ていないということです。

小枝委員。

○小枝委員 この作業帯の仕切りというのは、カラーコーンのことを言っているわけだ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○小枝委員 うん。そのカラーコーンのところに、チェーンソーが動いてあるところとの境を網で覆っているという、そういう空間なのかな。

○須貝基盤整備計画担当課長 結果的に、官民境界ですね、道路との民地との境のところに、先ほど申し上げたとおり、切った枝木が飛ばないようにネットを張ったというところでございます。（発言する者あり）

○小枝委員 青いネットは、枝木だと言いましたね。恐らくチェーンソーもそうですよね。上から物が落下したときに、防止するためのものですよ。そういうことでしょうか。だって、人間がやることなんだから、上にいるときに、持ち替えて、手元が狂うことだって、急に気を失うことだってあるわけですよ。そういったときに、腕に何かしているわけでも何でもないから、それはもう当然落ちるわけですよ。そしたら、この青い作業帯は、当然、貫通しますよね。そうすると、この資料2の1番にある災害の防止を図らなければならない。災害、十分に人間の想像力の十分な範囲内であり得るじゃないですか。そこは、幾ら言葉を重ねても、現実には起きているこの写真の状況と現場で見ている状況は、災害の防止は図られていない。図られていないということを、ここでは、指摘をしておきますよ。

○藤本環境まちづくり部長 ただいま担当課長がご説明しましたように、作業帯を設置しまして、作業は全て安全が確保され、その作業帯の中で行われていますので、バケツなんか作業帯の外に出ておりません。今、チェーンソーのお話もありましたが、チェーンソー、手元に固定しなければならないという規定はありませんが、安全に十分配慮して作業しておりまして、ですから、作業帯の中には、人が入らないように丁寧をお願いをしておりましたので、工事につきましては、安全に行われてきたと思っております。認識しております。

○小枝委員 次のページの資料3のほうの写真も見てもらうと、4月12日の23時38分と書いてある。住民たちは税務署の玄関に立っており、木との距離が2メートルもない中で伐採が行われたと。この青いネットのところにカラーコーンがちょこっと見えるけれども、こういうやり方なんですよ。そうすると、この上で枝を切れば、当然、枝の下に人は入るわけだし、バケツ、バケツが出なくても、切った枝や、それから、手から間違っ落ちてきたチェーンソーは、人のところに落ちる可能性というのは十分にある工事の状況

令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

であるというふうには言えませんか。

○藤本環境まちづくり部長 ただいまご説明しましたとおり、バケツは、作業帯の中で作業しておりますので、そういった部分で、下に人を入れないと、入れないよう、お願いをしております。実際、バケツの下で人がいるような状態で作業は行っておりませんので、工事は適切に行われたと認識をしております。

○小枝委員 そう言うんでしょうけれども、バケツの下に、必ず真下に、じゃあ、仮にバケツが真下に人がいなかったとしましょう。でも、チェーンソーが落ちるとき、バケツの真下に落ちると思いますか。バケツの外に落ちるんですよ。枝だって、そうですよ。真下に全部落ちるなんていう落ち方をするはずがないじゃないですか。そこは、非常に答弁矛盾があるということを指摘しておきます。

それで、住民が出してきた追加資料のところに、1番、住民の頭上での伐採行為についてというふうになっていますね。そこに、1番のところは、今、やり取りしたけど、2番のところですね。2番の安全な距離の確保と隔離する方法ということで、樹木を伐採する作業場所等の安全距離について、労働者に関しては、労働安全監視規則第140—違う、481条に、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に入らないように定められていますというふうになっています。その次の次のところに、伐採時に使用したチェーンソーは手元に固定されていませんでしたが、落下を防ぐために何らかの工夫がされたのでしょうかと問われています。そして、その次のところに、住民と作業場所の間に大きなネットを使用していましたが、それは安全確保にならないと思われる。伐採した木が倒れたり、チェーンソー等の工具が誤って落下した場合は、効果がないように感じました。ネットとネットの間に隙間があるところもありました。作業場所と人のいる場所は所定の隔離距離が必要なのではないでしょうかというふうに、そして、添付で安全技術指針というのがあります。

現実に、この2倍相当の距離を取りなさいとか、それは、そのぐらい木を切る作業というのは、労働者にとっても、住民にとっても危険が生じますよということ、ここに定めているわけなんです。そこからすると、非常に安全確認ができていないという状況ではない。つまり、災害の防止が図られていないということじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、この陳情書で3点ほどおっしゃられたと思うんですけど、まず、一番最初の安衛則ですね、労働安全衛生規則、こちらの立木の高さの2倍の距離を取る場合というのは、森林などの人のいないところで、例えば、間伐材を伐採するときの場合でありまして、今回のケースは当たりません。それから、チェーンソーにつきましては、もちろん安全に十分配慮して作業しています。逆に、固定すると危ないので、それはありません。あとは、例えば、高層で作業する際に、道具だとか用具、そういうものはもちろん落下しないように配慮するのは十分当たり前のことだということでございます。それから、ネットのお話ですけども、これも、先ほど申しましたとおり、伐採した枝木が作業帯の外に行ってしまうないように、安全に配慮して対応したものでございます。

作業については、全て安全が確保された作業帯の中で行っているというところでございます。

○藤本環境まちづくり部長 今の説明を補足させていただきますと、今日、資料2ということで出させていただいた4の②のところに具体的に書かせていただいておりますので、ご

令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

覧いただきたいと思うんですけれども、先ほどのように、大きな広い森林で木を伐採する、そういうときには、先ほど委員のおっしゃった規定が使われるのですが、そうではなく、今回、国交省とか、そういった基準がございまして、こういったまちなかで木を伐採する際には、高所作業車に乗った作業員が伐採を、まず、枝をチェーンソーで1回切りまして、次に、幹を分割するために、幹の上に最上部を移動式のクレーンでつり上げて、それで幹を固定して、順々に幹を切っていくということで、ここに説明を書かせていただいておりますので、こういった形で、総合的に安全に配慮をして、今回は工事をさせていただいているということでございます。

○小枝委員 工夫をしているとか、注意喚起をしているというのは、そうなんだと思いますけれども、その話じゃなくて、それは、森林の中で2倍は無理だよと、都市なんだから、森林のような2倍は無理だよというのは、それは都市部においてはそうかもしれないけれども、だからといって、ここに書かれている2メートル以下という至近距離、つまり、バケットの直下だけを、直下だけを守れば安全だという縮小解釈をすることが、安全を、災害の防止を図っていると、技術指針に沿っているというふうに言うのは、全く理屈として破綻していると思いますよね。2メートルは無理です。あ、2倍は無理ですよ。木の高さの2倍は無理ですよ、今で言うと、イチョウは何メートルぐらいあるのかな。6メートルぐらいあるでしょう。で、両側12メートルは無理ですよ。そりゃそうでしょう。だけれども、木を切るという行為に対して、安全を確保しなければならないという労働安全衛生規則というものがある以上は、でき得る限り安全状況を、労働者においても、住民においても確保しなければならないということを考えれば、直下、バケットの直下だけが安全でございますという話では全くないわけですよ。2メートルもありませんということで、安全確保がされているというのは、あまりにも無責任な非常に乱暴な議論というか、全くルールに合致していない。

○藤本環境まちづくり部長 ここにございます2メートルというのは、ちょっとどこの距離を取られたか分かりませんが……

○小枝委員 まめに言っていますよ。（発言する者あり）

○藤本環境まちづくり部長 何度もご説明をさせていただいておりますとおり、作業帯の中で全て完結させているということで、近くに、もし人がいるようなことがあれば、作業は行わなかったり、あと、そこを出ていただいていただいた後に、安全を十分確認した上で、作業を行っておりますので、我々としては問題ないと認識をしております。

○岩田委員 関連。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 何だ、陳情書の添付資料1の写真がたくさんあるわけですね。あるやつありますよね、添付資料。その右上のところ、木を切っている方、チェーンソーのストラップもかけていないように見えるんですけど、これ。これ、落ちたら、このまま下のガードマンなりなんなりとかにも当たったら危ないですよ、これ。ストラップ、していませんよね、これ。

○須貝基盤整備計画担当課長 チェーンソーを固定しなきゃいけないという規定はございません。

○岩田委員 違う、違う、違う。何言っているんだ。（発言する者あり）



令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

僕も、実際、消防団で使います。必ずストラップするように言われます。それは義務じゃないかもしれないけども、安全上当たり前で、必ずするように言われます。それは義務じゃない。法律違反じゃないかもしれないけども、安全上、当たり前のこととして指導されています。でも、この写真を見ると、ストラップがこんなに長いわけないので、これしていないですよ、ストラップ。こういうのは安全上問題じゃないのかと言っているんです。法律上云々じゃなくて、安全上、運用上問題じゃないかと言っているんです。

○林委員長 している、していないの確認というのは、今の時点で取れますか。

○岩田委員 こんなに離れて、そんな長いストラップだったらおかしいでしょう。

○小枝委員 していないですよ。

○林委員長 いいよ。休憩します。

午後6時07分休憩

午後6時11分再開

○林委員長 再開いたします。

答弁はどなた。

○須貝基盤整備計画担当課長 ストラップをしていたかどうかというところが、この写真では判断できないので、その点については、再確認をさせて報告させていただきます。

○岩田委員 私も繰り返しになりますけども、この写真を見る限り、これだけ体とチェーンソーが離れている状態で、ストラップをしているんだとしたら、相当長いストラップです。そしたら、手を離したら、チェーンソーは地面までついちゃうぐらいの長さの長いストラップです。そんなのはあり得ないですからね、ストラップをするというのは。しかも、先ほど答弁で安全確認していますと言ったにもかかわらず、ストラップしているかどうか分からないのに、分からないから、再確認しますと言うんだったら、さっきの答弁は矛盾していますよ。

○林委員長 ごめんなさい。今、休憩中に議事整理の中で、一応、もう一度、改めて再確認をしてもらうというところで、このストラップについては整理したつもりなんですけど、不十分でしたら……

○岩田委員 じゃあ、ごめんなさい。じゃあ、別のところに行きますので。

○林委員長 はい。お願いいたします。

○岩田委員 チェーンソーの二つ下の写真を見ると、座っている方が、立っている方が、袖のところに木を切った粉が、たくさん木くずがたくさん腕のところにあって、以前、たしか風が吹いて、これが飛んだんじゃないかなんてというような答弁がありましたけども、風が吹いて、こんなにまとまって木くずって落ちませんよ、これ、風のない状態で、上からぱらぱらと来て、こういうふうになるんであって、風が吹いてきて、袖についたんだしたら、もっとばらけてなりますからね。そのときに風が吹いていた云々調べる、調べないと言っていたのは、どうなったんでしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 粉の落ち方はどんな落ち方するか、風によるんだと思います。

○岩田委員 こんな落ち方しない。

○須貝基盤整備計画担当課長 風は、一応調べました。4月9日、その時間帯ですけど、風速2.5メートルから6.5メートル、4月10日、0.7メートルから4.7メートル、4

令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

月11日、風速1.3メートルから3.1メートル、4月12日、風速1.1メートルから3.7メートルでございます。

○岩田委員 それはどこで計測したものでしょうか。この神田警察通りで計測したものでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 もちろん神田警察通りの工事をしているときの風速ではございません。これは気象庁のデータによるものでございます。

○岩田委員 うん。だから、どこ。どこだって。場所はどこなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 東京でございます。

○岩田委員 広いですよ。

○林委員長 ちょっとないのか。東京全体なんですかね。天気予報だって、もうちょっとスポット何とかとあるので。

○須貝基盤整備計画担当課長 どこで測ったかがちょっと……

○林委員長 分からない。分からないって。都内のどこか。

○岩田委員 東京も広いですけども、僕が助け船を出すのもおかしいですけど、恐らく、それ、東京都心というようなことだと思うんですよ。でも、東京都心も非常に広うございますので、東京だと言って、ここがその風速を当てはまるかどうか分からない。でも、この木くすのこの写真、落ち方を見ても、これ、風が舞って落ちたとはとても思わないぐらいの量がまとまって、くっついているんですよ。というのを考えて、風が吹いていたんじゃないかというふうに断定するのは、ちょっといかがなものかなと思うんですよ。それにも、写真を、その上の写真を見ても、バケツも結構底が見える感じで、真上とは言わないまでも、上から何かさっき言っていたチェーンソーなり、切った木が落ちたりなんかしたら危ないぐらいの場所ですよ。でも、こっちでは、近くに、何だ、つり荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止していますということで、そういうのが危険だということになったら、やめるというのが当たり前なことなんですけども、そういうのも考えて、安全面に配慮していると言っちゃう感じですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 いろいろご指摘ありますけど、全てをまとめて、安全面に配慮しております。

○岩田委員 すごいですね。

○林委員長 いいですか。

はやお委員。

○はやお委員 なかなか平行線で、資料を見ても、何か真下なのか、真下じゃないのかという議論について、ちょっと参画できないのが状況です。今後、許されるならば、きちっと、もし、木を切るときに動画を撮るとのことというのは、やっぱりかなり監視という世界になっちゃうんですかね。やっぱり何かといたら、両方で撮り合えばいいんだろうと思うんですけど、もし、そういうことであって、この議論、別に合っているとかが間違っているということ言うつもりはないんですけども、もし、その中で、どちらも守る意味で、お互いに自分たちの主張する内容について、動画を撮ると言うことが許されるのであれば、それを撮っていただいて、その中で危険な行動だということがあったら、今後のことについては、そこでちょっと整理するというなら、今、このところについて、でも、決定打がもしあったら、もう一度提示していただきたいんですが、今後のことも含め

令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

て、また都度都度、こういう議論をするのもちょっと生産性がないのかなと思うんで。

非常に見ていると、あったのかな、なかったのかなという非常に怪しい感じのあれなんですから、これから明確にしてもらいたいのはどうなのかなとか思うんですけど、いかがでしょうか。

○藤本環境まちづくり部長 今、委員ご指摘のとおり、次回、木を切る際には、こちらのほうできちんと安全に作業がされていて、今ご指摘、質疑でご指摘いただいた点をクリアできるように、きちんとカメラで収めるようなことをして、安全というのを皆様方に後でお知らせできるように作業したいと思っております。

○桜井委員 それができれば一番いい。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 今、いい質問がありましたので、それにちょっとかぶせて言わせていただきますけども、だとするならば、これから区の方、業者の方が撮るべきものは、住民の顔じゃなくて、作業をしている人だと思いますよ。ちゃんと安全にやっているのか。そこをちゃんと勘違いしないでいただきたい。

○藤本環境まちづくり部長 今ご指摘ありましたとおり、その辺のところは、きちんと配慮して、考慮して、作業が安全に行われているというところを分かるように撮らせていただきたいと考えております。

○林委員長 はい。まだありますか。

一つ、安全確認のほうは、じゃあ、今後、客観的な動画なり写真、カメラで画像でしっかりと作業の方を中心に、真下も含めて、作業の方から見た真下も含めて、押さえていただくというところで、一つ、委員会として確認させていただいて、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。その上で、あれば、いいですか。

○小枝委員 ちょっと……

○林委員長 あるの。

○小枝委員 すみません。

新たな陳情の付託が、送付が議運でなされたと思うんですけれども、千代田区の道路構造等に関する基準を定める条例にやむを得——何でしたっけ、東京都や国と同じようなやむを得ない場合の記述を明確に入れてくださいよという、この内容について、今日、質疑は私はできますが、資料要求という形でお願いをしたいと。

○林委員長 ちょっと休憩します。

午後6時20分休憩

午後6時26分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 まず、協議会というのは、いわゆる千代田区の附属機関等に当てはまると考えていいですかね。

○林委員長 今指している協議会というのは、神田警察通り沿道何とか協議会という協議会ですかね、たくさんあるんで、附属機関か否かというのは。

いいんですか、それで、この神田警察通りの協議会。

令和 6年 5月24日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○岩田委員 うん。で、それで中に入ります。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 地域まちづくり課のほうで、神田警察通り沿道整備推進協議会というものを、事務局をやっておりますので、それに関していいますと、附属機関というか、（「要綱には」と呼ぶ者あり）要綱で設置しておりますので、附属機関等には該当しないと。

○岩田委員 しない。

じゃあ、附属機関等ではなく、会議等には入りますか。というのも、これ、どれだ、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準の中で、これは当てはまるのかどうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準というものが示されておりますけども、そちらにおける附属機関にはまず該当しない扱いです。一方で、運営並びに会議等のというところで、懇談会等という位置づけで区の要綱等に基づき設置された機関という形には該当します。

○岩田委員 はい。

○林委員長 休憩。大丈夫ですか。（発言する者あり）

休憩します。

午後6時28分休憩

午後6時30分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 すみません。先ほどの答弁を修正させていただいて、一方で、附属機関等に該当するか、協議会自体が該当するかについては、ちょっと今分からない状態なので、しっかり調べて、次回、お答えさせていただきたいと思います。

○林委員長 はい。よろしいですか。

それでは、次回以降等々もございましたので、神田警察通り関連の7件の陳情の取扱いも継続審査でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、神田警察通り関連の陳情審査を終了いたします。